市民(児童・生徒)×事業者(団体)=子どもの夢かなえる事業 募集要項

第1 目的

未来の常滑市を担う子どもたちの提案(夢)を団体及び企業(以下、「団体等という。」)が応援・実現させ、"子どもや若者の未来を育む"とともに、複数の団体等が協力して子どもたちの提案(夢)を作りあげることで、"今後のまちづくりの機運を高める"ことを目的に、市制70周年記念事業の1つとして「子どもの夢かなえる事業」を実施します。

実施にむけて、市内の児童・生徒からの提案事業(夢)を実現する団体等を次のと おり募集します。

子どもたちの提案 (夢)

- ·youtuber、芸人、俳優に会いたい!
- ・TV 番組にきてほしい!



団体及び企業

・子どもたちの夢をかなえてくれる 市内外の団体及び企業

第2 応募できる団体等の要件

次の要件を全て満たしている団体等が応募できます。(※市外の団体等も応募可能)

- (1) 法令などに違反する活動及び公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (2) 法人格を有しない団体であるときは、団体のきまり(会則、規約、定款など) を策定していること。
- (3)市外の団体が応募する場合は、過去5年以内に官公庁や民間業者から発注する有名人とのイベント等を企画・運営・完了した実績を有すること。

第3 対象事業

児童・生徒からの提案が最も多かった<u>『有名人に会いたい』</u>をかなえる事業で、次の要件を全て満たしている事業を対象とします。

なお、本事業の実施にあたっては、可能なかぎり市内の団体等と連携するとともに、 市内の生産品や特産品を積極的に活用してください。

- (1) 市制70周年を特別に記念する事業
- (2) 児童・生徒と有名人が**交流**できる事業
- (3) 不特定多数の児童・生徒が参加できる事業

ただし、次に掲げる事業及び事業完了後に維持管理が必要となる事業を除きます。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 政治・宗教活動を目的とする事業
- (3)公序良俗に反する事業
- (4) 法令等に違反し、または違反するおそれがあると認められる事業
- (5) その他市長または市民検討委員会が適当でないと認める事業

◆有名人の例(敬称略)

ジャンル	児童・生徒から寄せられた声
youtuber	フィッシャーズ、コムドット、平成フラミンゴ、ヒカキン、
	ばんばんざい、カラフルピーチ、東海オンエア、はじめしゃちょー
芸人	ダウンタウン、サンドウィッチマン、中川家、千鳥、みやぞん、
	さらば青春の光、チョコレートプラネット、霜降り明星、くまだ まさし
俳優	橋本 環奈、今田 美桜、森 七菜、池田 エライザ、山田 裕貴、赤楚 衛二
アーティスト	Mrs.GREENAPPLE、YOASOBI、スキマスイッチ、TWICE、NiziU

◆交流の例

児童・生徒から寄せられた声

- ・逃走中(有名人がハンター)
- ・学校かくれんぼ
- ・有名人が市内をインタビュー (まちの魅力を発信してほしい)
- ・観光スポットを案内
- ・ダンス教室
- ・スポーツ大会(ドッジボール大会、運動会)
- 音楽祭
- ・ゲーム大会
- ・学校にサプライズ訪問
- ・一緒に授業をうける
- ・巨大ケーキ作り
- ・焼き物体験

第4 実施期間

2024(令和6)年4月1日から2025(令和7)年3月31日までの間に 実施する事業です。

※2024(令和6)年4月1日より前に事業の準備を行うことは可能です。

第5 採択事業数及び市負担金

採択事業数	市負担金
1事業(原則)	500万円

- ※1) 市負担金とは、市から団体等に対して支払う負担金のことです。
- ※2) 市負担金を超えて事業を実施する場合は、自己資金等で補完してください。
- ※3) 令和5年4月に募集した「大規模事業」または「中規模事業」(ともに募集が切)に 応募した団体等(当落に関わらず)からの提案も可能です。

第6 市負担金の対象経費

市負担金の対象となる経費は、提案を実現するために直接必要な経費のうち2024 (令和6)年度に支出するもので、次に掲げる費用とします。

対象経費	内 容	
報償費	(有名人、出演者への)謝金など	
旅費	(有名人、出演者への)交通費及び宿泊費など	
消耗品費	文具、事務用品類、啓発用配布物、衛生用品、清掃用具などの購入費な	
/月代吅具 	ど(金額が10万円未満、または使用可能期間が1年以内のもの)	
食材など	バザーなどで使用する食材は、購入したものを材料として加工するものが対	
良物なこ	象。購入したものをそのまま配布する場合は対象外。	
燃料費	機材、車両などの燃料費など	
印刷製本費	パンフレット、ポスター、冊子などの印刷代、資料などのコピー代など	
光熱費	費電気代、ガス代、水道代など	
通信運搬費	案内文書、物品などの郵送料・配送料、備品、機器などの運搬料など	
広告料	新聞、雑誌、テレビなどへの広告料など	
保険料	参加者、スタッフ、物品などに対する保険料など	
委託費	会場設営業務、警備業務、看板製作・設置などの業務に伴う委託料など	
使用料及び	○担体用料 - 機材供 L 料 た ビ	
賃借料	会場使用料、機材借上料など 	
その他	事業を実施するために市長が必要と認める経費	

※ 市負担金の額は、申請した額になるとは限りません。

第7 応募方法

(1)受付期間

2023(令和5)年9月29日(金)から10月31日(火)17:00まで

(2)書類の提出方法

下記メールアドレス宛てに「(4)提出書類の一覧」の書類をメールで提出してください。

件名を、「【子どもの夢かなえる事業】書類の提出について」としてください。 メール送信後、必ず提出書類を送った旨を電話でお知らせしてください。

- ・メールアドレス kikaku@city.tokoname.lg.jp
- ·電話 0569-47-6111 (直通) (平日8:30~17:15)

(3)提出にかかる留意事項

- ・応募に要する費用は全て団体等の負担となります。
- ・提出された応募書類及び関係書類は返却いたしません。

(4)提出書類の一覧 ※市のホームページからダウンロードできます。

	書類名など	留意事項
ı	(様式1-1) 申込書	・法人格を有しない団体等は、この様式の申込書
	※Word のまま提出してください。	を提出してください。
П	(様式1-2)申込書	・法人格のある団体等のみ、この様式の申込書を
	※Word のまま提出してください。	提出してください。
111	団体のきまりの写し	・最新のものを、PDF で提出してください。
III	(会則、規約、定款など)	※法人格のある団体等は提出不要
IV	(様式2)提案書 ※Word のまま提出してください。	・プレゼンテーション審査の審査対象となるもの
		です。提出後、疑問点を問い合わせる場合があ
		ります。
	(様式3)収支予算書 ※Excel のまま提出してください。	・プレゼンテーション審査の審査対象となるもの
V		です。提出後、疑問点を問い合わせる場合があ
		ります。
VI	プレゼンテーション用の資料 (パンフレットなども含む。)	・事業計画書など他資料との齟齬がないように作
		成してください。
		・その他の詳細は、p.4「第9 選考について
		(3)プレゼンテーション審査について」を参
		照してください。

第8 今後のスケジュール

9月29日(金)~10月31日(火)	事業の募集期間
11月 8日(水)	プレゼンテーション審査
11月13日(月)予定	事業者を決定(結果を通知)

第9 選考

(1) 事前確認について

提出書類に基づき、提案事業の事前確認を行います。 必要に応じて、団体等の担当者に質疑を行う場合があります。

- (2) プレゼンテーション審査
- ① 審査員は、市民検討委員会の委員です。
- ② 審査員が各自採点し、最高点と最低点を除いた、合計点数を採用します。 ※最高点及び最低点をつけた審査員が複数人いた場合は、1人分のみを除いて計算します。
- ③ プレゼンテーションの出席者は1団体等につき、5人以内とします。
- ④ 1団体等につき、発表10分と質疑応答20分程度です。

- ⑤ プレゼンテーションは提出した資料のみで行うこととし、追加資料の配布は認めません。
- ⑥ プロジェクターの使用は許可しますが、スライドで用いるデータは、提出した 資料に基づくものとしてください。
- ① プレゼンテーション審査は非公開で行いますが、ホームページ・広報用に写真 を撮影する場合があります。

(3)審查項目

プレゼンテーション審査では、下の審査項目表を用いて審査します。

「(様式2)提案書」、「(様式3)収支予算書」など審査の対象となる提出物は、次の審査項目表を意識して作成してください。

【審査項目表】

審査項目	審査のポイント
創造性	・児童・生徒の提案をもとに独創性のある提案となっているか
児童・生徒との交流	・記念事業として児童・生徒たちに強く思い出となる提案とな
児里・生体との文派	っているか
地域活性化	・地域の事業者との連携や市外への情報発信に期待できるか
実現可能性	・事業計画・予算・スケジュールなどに具体性があり、事業実
天烷 刊 化	施に必要な体制がとられているか

採点のイメージ

10点 :大変優れている

8点 :優れている

5点 :普通

2点 : 劣っている

0点 :大変劣っている

(4) 採択事業の決定方法

- ① 市民検討委員会の審査で、合計点数が高い事業を採択事業とします。
- ② 合計点数が同じ場合、委員の採点で最低点が最も高い提案を採択事業とします。
- ③ 採択事業が実施できなかった場合に備えて、次点も特定します。
- ④ 合計点数が5割に満たない場合は、提案事業が1事業しかない場合でも、採択しません。

第10 選考結果

2023(令和5)年11月13日(月)(予定)に、プレゼンテーション審査に参加 した団体等にメールで通知します。

採択事業は市ホームページや広報で公表します。

第11 契約・負担金の支払い

- (1)事業採択後、団体等と市で提案の詳細や対象経費を検討、協議した上で、基本 協定書を締結します。
- (2) 事業の実施年度(2024(令和6)年度)には、市の予算成立にあわせて、市 と事業実施に係る契約を結び、事業を実施していただきます。 ただし、市議会において市の予算の減額若しくは否決があったときは、実施の 効力を失います。この場合において、協定書の変更又は解除をすることがあり ます。
- (3) 市負担金の支払いは、<u>原則、事業完了後</u>です。なお、事業完了にあわせて、実 績報告書の提出が必要です。
- (4) 事業の実施にあたり、準備などの事業費(支出)が必要な場合は、市負担金の 前払いなどの協議に応じます(令和6年度に限る)。

第12 留意事項

- (1) 市負担金について、次の点に留意してください。
 - ① 虚偽の計画、その他不正の手段により市負担金を受領したとき、目的外使用をしたとき、実施要領に記載している規定に違反したときなどは、返還を求めます。
 - ② 事業採択時に決定した市負担金額は増額しません。
- (2) 実施要領の内容や審査結果について、錯誤などを理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) メールの通信事故で、期日までに提出書類を送信できなかったとしても、市は 責任を負いません。